

## 檜山GX産業ガイドブック作成業務委託企画提案指示書

### 1 業務名

檜山GX産業ガイドブック作成業務委託

### 2 業務の目的

檜山沖及び松前沖における洋上風力発電導入を見据え、管内企業のGX（グリーントランスフォーメーション）に対する理解を促進するとともに、管内企業が洋上風力発電に係る建設工事や、工事作業員等の増加に伴う宿泊需要等、洋上風力発電を契機とするGX関連産業への参入や業務への対応に向けた検討開始を後押しすることを目的とする。

### 3 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約（契約区分：請負契約）

### 4 業務内容

ガイドブック作成に必要な業務及び付随する業務一式  
ガイドブックの構成は以下を基本とする。

	項 目 (案)
1	<b>GX（グリーントランスフォーメーション）について</b> (1) GXの定義や取組の意義 (2) GX関連産業の紹介（特に、洋上風力発電に関する産業を中心に記載。）
2	<b>洋上風力発電事業について</b> (1) 洋上風力発電とは (2) 檜山沖における洋上風力発電事業の進捗状況とスケジュール感
3	<b>洋上風力発電関連産業・業務について</b> (1) 関連産業や業務の紹介 (2) (1)のうち、地元企業にも参入が期待される産業分野や関連業務（建設、工事（土木・電気）、O&M、飲食、宿泊、輸送などを想定。） ※管内の産業構造や、小規模企業が多いなどの企業特性を考慮して選定すること。 (3) 洋上風力発電事業がもたらす地元への経済波及効果の事例について ・ 地元企業への業務発注の増加や工事関係者の流入による宿泊需要の増加など (4) (3)について、秋田県や九州地方などの先進地域における地元地域や企業の取組事例 (参考) ・ 洋上風力関連工事受注のため、地元企業が中心となって組成された企業体（秋田マリタイムサービス）（秋田市） ・ 工事関係者の増加を見据えた旅館やホテルのリノベーションの動き（秋田県男鹿市） ・ 船舶会社による風車部材輸送業務請負い事例（長崎県）

4	<p><b>檜山沖洋上風力の需要獲得に向け、今のうちから準備可能なこと</b></p> <p>(1) 事業継続、拡大、新規創業の検討など</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重機・設備導入（建設業）、設備改修（宿泊業） など</li> </ul> <p>(2) 資格取得、講習受講など</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・活用が期待される資格や、受講しておくとお利になる講習等について</li> </ul> <p>※檜山地域の産業構造などについて整理し、地域人材の参入促進の観点から有効と考えられる、先進地域で活用された資格取得や講習会等をわかりやすく紹介。</p>
5	<p><b>各種問い合わせ・相談先一覧</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規創業に関すること：商工会、振興局、資金調達：各金融機関 など</li> </ul>

#### 留意事項

- ・内容について、簡潔で分かりやすい表現とするとともに、必要に応じて写真やイラストを用いるなど、GXについて普段馴染みのない者に対しても理解しやすい内容とすること。
- ・先進地域における事例等については、都道府県庁や国などが公表している資料等から抽出することを基本とすること。
- ・契約後、業務実施スケジュールを作成し、道に提出すること。
- ・スケジュールに基づき、進捗状況を適宜報告すること。また、道の求めがあった場合には、業務進捗状況の報告、意見交換の内容等について書面にて提出すること。
- ・業務に当たっては、道及びヒアリング先と十分に連携するとともに、作成するガイドブックは、予算内で最大限、上記の目的に資するものとする。
- ・納品は、令和8年（2026年）12月25日（金）までとする。
- ・納品後、委託契約の期間内は軽微な修正依頼に応じること。
- ・作成業務に係る使用許可等の交渉や手続は、受託者において行うこと。

#### 5 成果品

本業務の実施結果について、次の成果物を提出すること。

- (1) 事業実施報告書
- (2) 作成したガイドブックのデータを保存した電子媒体（CD等）2枚  
電子媒体の保存形式は、当局で編集可能なデータ（Excel、Word、PowerPoint）とし、提出前に担当者に確認すること。
- (3) 作成したガイドブック2部（確認用）  
※ 一般向け配布用印刷物は含めません。

#### 6 委託契約に関する基本事項

締結する委託契約については、次の事項を基本とする。

- (1) 提案内容の修正  
業務内容の詳細は、企画提案の内容を基本として、道と受託者が協議して決定する。
- (2) 見積書の提出  
プロポーザル審査会で選定された企画提案者に対して、所定の手続を経た上で、当該

事業に関する見積書の提出を依頼する。

(3) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上とするが、免除する場合がある。

(4) 再委託の禁止

ア 次のような場合は、再委託を認めない。

(ア) 委託業務をそのまま全部再委託する場合

(イ) 委託業務の主要な部分を再委託する場合

(ウ) 本来、独立した業務として委託できるものを数件まとめて委託した場合において、そのうち 1 件以上の業務を全部再委託する場合

イ 委託業務の適正な履行を確保するため、再委託の必要があると認められるものであって、次の要件を満たす場合は、再委託をすることができる。この場合においては、受託者は、あらかじめ再委託させようとする第三者の商号又は名称及び住所、再委託する業務の範囲、再委託する理由及び必要性等を記載した書面を提出するものとする。なお、変更がある場合には、遅滞なく、受託者は変更の届出を提出するものとする。

(ア) 再委託させようとする第三者に受託者の総合的な管理・指導が及ぶとともに、技術的、経済的能力から判断して、再委託させても契約の履行を確保するのに支障を来さないとき。

(イ) 再委託することに合理的な理由があるとき。

(ウ) 再委託することにより、当該受託者を選定した理由に矛盾を生じるものでないとき。

ウ 再委託を予定している場合は、企画提案書に予定している再委託の内容（業務内容、必要性、契約金額予定、再委託先への管理・指導体制、再委託先の履行実績、組織体制等）を記載すること。

(5) 成果物及び構成素材に関わる知的財産権等の取扱い

成果物及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉、処理は受託者が納品前に処理を行うこととし、その経費は委託費に含む。また、本事業に関する著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、全て北海道に帰属するものとする。

7 委託期間 契約締結の日から令和 9 年(2027 年) 2 月 2 6 日(金)まで

8 予算上限額

1,599 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

9 プロポーザル参加資格

(1) 複数の企業等（法人及び個人を含む。以下同じ）による連合体（以下「コンソーシアム」という）又は、単体企業等であること。

(2) コンソーシアムの構成員及び単体企業等は、次のいずれにも該当すること。

ア 道内に本社又は事業所等を有する法人若しくは道内に住所を有する個人、又は特

定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利活動法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、委託業務を的確に遂行する能力を有する者であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の各号に掲げる者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

オ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。

カ 暴力団関係事業者等でないこと。

キ 次に掲げる税を滞納している者でないこと

（ア）道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ）

（イ）本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く）

（ウ）消費税及び地方消費税

ク 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。（当該届出の義務がない場合は除く。）

（ア）健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出

（イ）厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出

（ウ）雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

ケ コンソーシアムの構成員が単体企業等又は他のコンソーシアムの構成員として参加する者でないこと。

（3）コンソーシアムにおいては、（2）の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。

ア コンソーシアムを構成する企業等間に明確な契約が存在すること。

イ 北海道から委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後 5 年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

## 10 審査基準

次の審査項目を考慮した上で企画提案書を作成すること。

評価項目	評価基準	配点
1 全体評価	（1）業務の実施体制が確立されており、ガイドブックやパンフレット作成業務の実績を有するなど、本業務遂行のための知見・経験があるか。	10
	（2）業務を効率的かつ効果的に実施できるスケジュール及び役割分担になっているか。	10
2 実施内容	（1）業務の目的を十分理解しているか。	10
	（2）ガイドブックの構成や文言について、馴染みのない者に対しても理解を深める内容となっているか。	15

	(3) 洋上風力発電を契機とするGX関連産業への参入や業務への対応に向けた検討開始を後押しする内容となっているか。	15
	(4) 檜山管内の産業構造や企業の経営状況等を踏まえた内容になっているか。	15
3 各施策との適合性	(1) 「北海道働き方改革推進企業認定制度」における4つの認定グレード（ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定、ホワイト認定）のいずれかに該当しているか。	4
	(2) 「北海道働き方改革推進企業認定制度」における3つの認定グレード（ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定）のいずれかに該当し、同制度の評価基準にある「障がい者就労支援企業認証制度」（保健福祉部障がい者保健福祉課実施）の一定以上の認証ポイントを取得しているか。	1
	(3) 国が創設した「パートナーシップ構築宣言」を宣言しているか。	5
4 追加提案	(1) 本業務の効果を高めるための独自提案（地域特性を踏まえた内容、普及・活用方法、構成・表現の工夫等）がされているか。	15

## 11 応募手続

### (1) 参加表明書

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書及び添付書類を提出すること。

ア 提出書類 参加表明書、添付書類

イ 様式 参加表明書：別添様式による。

添付資料：発行者の定める様式による。

ウ 提出部数 1部

エ 提出期限 令和8年（2026年）5月20日（水）午後5時（必着）

オ 提出場所 「14 問合せ先及び参加表明書、企画提案書等の提出先」参照

カ 提出方法 持参又は郵送（書留または簡易書留、レターパックのいずれかによること。

持参の場合の受付時間は、土日、祝日を除く平日の午前9時～午後5時）

### (2) 企画提案書

参加表明書の提出後、檜山振興局商工労働観光課から提出の要請を受けた者は、次のとおり必要書類を提出すること。

ア 提出書類 企画提案書、付属資料

イ 様式 企画提案書：別添様式による。 付属資料：A4サイズの任意様式による。

ウ 提出部数 企画提案書、付属資料とも7部

※1部は提案者名を記載したもの。残り6部は提案者名を記載しないもの。

提案者名は、文中にも記載しないよう注意すること。

エ 提出期限 令和8年(2026年)6月8日(月)午後5時(必着)

オ 提出場所 「14 問合せ先及び参加表明書、企画提案書等の提出先」参照

カ 提出方法 持参又は郵送

(書留または簡易書留、レターパックのいずれかによること。持参の場合の受付時間は、土日、祝日を除く平日の午前9時～午後5時)

## 12 企画提案書に関するヒアリング

- (1) 企画提案された内容について、プロポーザル審査会においてヒアリングを実施する。  
ヒアリングの日時及び場所等については別途通知する。
- (2) ヒアリングは、提案者が企画提案書及び付属資料に記載された内容について説明を行った後、質疑応答を行う。
- (3) 提案者が5者を超える場合は、棄権とみなす。
- (4) ヒアリングに参加できなかった場合は棄権とみなす。
- (5) ヒアリングによる総合審査の結果、同点の場合は、同点者のみを対象に再度審査会で審議を行い、どちらかに優位をつけて順位を決めるものとする。
- (6) 審査終了後、審査結果を書面により通知する。

## 13 その他

(1) 公募手続きにおいて使用する言語、通貨日本語、日本円

(2) 契約書

別途作成する。

(3) 無効となる提出書類

参加表明書、企画提案書及び添付資料が次の事項の一つに該当する場合には無効となることがある。

ア 提出方法、提出期限、提出先に適合しないもの。

イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 虚偽の内容が記載されているもの。

(4) その他

ア 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。

イ 提出期限以降における参加表明書及び企画提案書の提出、資料の追加、差し替えは認めない。

ウ 全ての提出書類は返却しない。

エ 提出された企画提案書等は、プロポーザルの目的以外には、原則提案者に無断で使用しない。ただし、公平性、透明性、客観性を期するため、選定・不選定に関わらず、公表する場合がある。

## 14 問合せ先及び参加表明書、企画提案書等の提出先

〒043-8558 北海道檜山郡江差町字陣屋町 336-3

北海道檜山振興局産業振興部 GX 産業推進室

電話 0139-52-6642(直通) F A X 0139-52-0569  
E-mail hiyama.shokol@pref.hokkaido.lg.jp